



CM等

子育て・教育のトラブル

人権・共生社会

社会・制度（その他）

2026年3月2日

## 離婚後の養育に関するルール変更

#テレビCM

[? 動画が表示されない場合はこちら](#)

2026年（令和8年）4月1日から、こどもの利益を守るため離婚後の養育に関するルールが変わります。

これまで離婚後はどちらか一方の「単独親権」でしたが、双方が親権を持つ「共同親権」も選べるようになります。

離婚の際には、親権、子育ての分担、親子交流、養育費等について、こどもの声に耳を傾け、こどもの利益の観点から取決めをしてください。

様々な事情によって取決めが難しい場合には、養育費を取り決める前でも暫定的な養育費を請求できるようになります。

こどもと向き合いながら話し合い、こどもの未来のために取決めを。